平成２６年（フ）第２０５号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1601番地の335
破産者　有限会社コエックス
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２５年（フ）第２７０号
最後の住所神戸市西区平野町慶明77番地　花園ホーム、開始決定時の住所神戸市西区平野町慶明77番地　花園ホーム
破産者　被相続人亡林晃相続財産（開始決定時の表示林晃）
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２６年（フ）第３１１号
相模原市中央区東淵野辺５丁目17番10号
破産者　株式会社ミシュナサプライ
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部
平成２５年（フ）第２８号
石川県珠洲市飯田町１丁目１番地
破産者　珠洲衣料株式会社
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部
平成２６年（フ）第２６５号
兵庫県宝塚市大成町２番６号
破産者　株式会社ベルキス
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２６年（フ）第３３号
福岡県京都郡苅田町神田町１丁目10番地の１
破産者　有限会社ビジネスホテルゆき
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第７２号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目13番20号
破産者　医療法人社団芳泉会
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２５年（フ）第４３４号
名古屋市中村区草薙町１丁目16番地
破産者　名古屋袋物株式会社
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１１３号
愛媛県越智郡上島町弓削下弓削546、住民票上の住所岡山市南区福富西３丁目１番45号プラドールしらゆりＡ棟102号
破産者　田頭　　顕
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第２５９号
青森県むつ市川内町川内240番地
破産者　株式会社畑井林業
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係
平成２０年（フ）第１４３４５号
東京都千代田区飯田橋３丁目11番６号
破産者　株式会社秀巧社
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（フ）第１２０５号
神奈川県海老名市上今泉４丁目17番13号
破産者　本多　幸通
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第７４８号
横浜市西区平沼２丁目４番地16
破産者　株式会社朝日米穀
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第７４号
富山県南砺市蓑谷730番地
破産者　富田　　寛
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部
平成２６年（フ）第６号
静岡県富士市北松野880番地
破産者　日本エメラル株式会社
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１２１７号
名古屋市港区宝神３丁目1614番地
破産者　中山　義憲
1　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
2　一般調査期日　平成27年４月23日午前10時30分
平成27年２月12日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第４７４６号
最後の住所大阪府豊中市上新田４丁目８番Ａ－1207号
破産者　被相続人亡澤井眞一郎相続財産
1　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
2　一般調査期日　平成27年４月９日午後２時30分
平成27年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第４０９号
大阪府泉南市新家6005番地の１ジュネス楠台405号
破産者　山口眞由美
1　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
2　一般調査期日　平成27年４月27日午後２時
平成27年２月10日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第３５９号
大阪府阪南市舞１丁目32番20号102号、前住所大阪府阪南市さつき台１丁目13番12号
破産者　石橋日佐夫
1　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
2　一般調査期日　平成27年４月27日午後２時
平成27年２月12日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第５９８号
神戸市中央区熊内町７丁目１番５号　メゾン新神戸404号室、従前の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野206番地の３
破産者　尾﨑　　聡
1　破産債権の届出期間　平成27年３月19日まで
2　一般調査期日　平成27年４月23日午後１時30分
平成27年２月12日
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第７８２号
神戸市灘区下河原通３丁目４番11号　中村マンション302、従前の住所神戸市灘区灘南通１丁目３番２号
破産者　伊倉　豊明
1　破産債権の届出期間　平成27年３月19日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午前10時15分
平成27年２月12日
神戸地方裁判所第３民事部